

令和4年3月3日

二本松市建設工事の入札参加資格者登録を有する皆様へ

## 建設工事における社会保険等未加入者対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築する観点から、本市発注の建設工事において、次のとおり社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）未加入対策を行います。

### 1 対策内容

- (1) 下請負人は社会保険等加入者を選定してください。（二次以下全ての下請負人を含みます。）

#### 注意

加入すべき社会保険等については国土交通省のウェブサイトを参考にしてください。  
また、加入義務のない方は社会保険等加入者とみなします。

- (2) 下請負人が社会保険等に参加するために必要な法定福利費を明示した見積書の取り交し及び下請契約を行ってください。

下請契約への明示方法は任意の方法としますが、建設工事標準下請契約約款（中央建設業審議会策定）や民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に定めるとおり、「契約時に請負代金内訳書を取り交わし、そこに法定福利費を明示する」方法を標準としてください。

- (3) 施工体制台帳に法定福利費を明示してください。
- (4) 契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出してください。（二本松市工事請負契約約款第3条）  
様式は任意としますが、参考様式は市のウェブサイトよりダウンロードできます。

事業者負担分の社会保険料等の算定にあたっては、元請人（受注者）が雇用する労働者分の他、下請負人（二次以下を含む。）分についても合算してください。その算定方法については国土交通省のウェブサイトを参考してください。

### 2 実施時期

令和4年4月1日以降に契約締結する建設工事からとします。

### 3 その他

#### (1) 社会保険等の加入状況確認

施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により確認します。

また、社会保険等への加入について疑義がある場合は、社会保険等の加入が証明できる書類の提出を求める場合があります。

#### (2) 下請契約時に社会保険等未加入であっても、「現在、社会保険等加入手続き中で工期までに確実に加入が見込まれる」等の場合、下請として選定することができます。

ただし、理由書を提出し市及び市から直接工事を請け負った元請の確認を受けてください。また、理由書の提出があっても、社会保険の加入が確認されるまでは、市から直接工事を請負った元請はじめ全ての元請は、未加入の下請及びその元請に対して、加入について繰返し指導してください。（遅くとも、当該下請契約の工期内には加入させてください。）加入手続きを終えたら、速やかに加入を確認できる書類を提出してください。

#### (3) 社会保険未加入者を下請けとした場合に繰返し指導しても加入しない等や違反が確認された場合には入札参加資格制限措置を行う場合があります。

#### (4) その他については、二本松市元請・下請関係適正化指導要領をご確認ください

事務担当

二本松市総務部財政課契約係

電話 0243-55-5082

建設工事における社会保険等加入や法定福利費については下記の国土交通省ウェブサイトを参考にしてください。

(1) 加入すべき社会保険等、法定福利費の算定

国土交通省ウェブサイト



(政策情報・分野別一覧) 土地・不動産・建設業



(当局の業務キーワード 建設分野) 社会保険加入対策



建設業における社会保険加入対策について



2. 知りたいことを探す

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

(2) 建設工事標準下請契約約款 (中央建設業審議会策定)

国土交通省ウェブサイト



(政策情報・分野別一覧) 土地・不動産・建設業



(建設業関係) 建設産業トップ



建設工事標準請負契約約款

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)